



平成26年2月6日

各位

会社名 サイバネットシステム株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 田中邦明  
(東証第一部 コード番号: 4312)  
問い合わせ先 執行役員 高橋俊之  
電話番号 03-5297-3066 (広報室)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月6日開催の取締役会において、平成26年3月14日に開催予定の第29回定時株主総会に付議いたします「定款一部変更の件」につきまして、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第8条(単元未満株式についての権利)を新設し、条数の繰り下げを行うものであります。

また、当社の取締役の役付けは、定款に定める役付取締役と、執行役員規程に定める執行役員の役位の双方により行っておりましたが、今後は執行役員規程に定める役位にて役付けを行うことで整理・一元化を図り、取締役の役割と責任を明確化し、より一層のコーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

これに伴い、現行定款第14条(招集権者および議長)、第22条(代表取締役および役付取締役の選定)及び第23条(取締役会の招集権者および議長)に所要の変更を行うものであります。

あわせて、現行定款第26条(役付取締役の分掌)を削除し、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条~第7条 (記載省略) (新設)	第1条~第7条 (現行どおり)  (単元未満株式についての権利) 第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利



# NEWS RELEASE

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条～第13条 (記載省略)</p> <p>(招集権者および議長)            第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第21条 (記載省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)            第22条 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副会長各1名のほか、取締役副社長、専務取締役および常務取締役等の名称の役付取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)            第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第25条 (記載省略)</p> <p>(役付取締役の分掌)            第26条 取締役社長は、取締役会を主宰するとともに取締役会の決議を執行し、会社業務を統括する。</p> <p>2 役付取締役は、取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理し、取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第27条～第44条 (記載省略)</p>	<p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)            第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第16条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役の選定)            第23条 代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。            (削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)            第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)            (削 除)</p> <p>第27条～第44条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年3月14日 (金曜日)  
 定款変更の効力発生日 平成26年3月14日 (金曜日)

以上